

令和6年度国民年金システム標準化研究会
(第二回) 議事概要

日時：令和6年11月11日（金） 15：00～16：00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17 階（東京都千代田区丸の内 3－2－3）

出席者（敬称略）

（構成員）

中川 健治（座長）	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
浅見 英男	江戸川区 生活振興部地域振興課 課長
伊藤 裕司	桐生市 市民生活部市民課 課長
銅 真	苫小牧市 市民生活部保険年金課 課長
轟 保則	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長
長友 悟	株式会社R K K C S 企画開発本部住基内部システム部 部長
浅野 伸也	株式会社T K C ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P & E 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャ
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッ ケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技師

（オブザーバー）

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁 統括官付 参事官付主査
丸尾 豊	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省 自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤 吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
多田 想	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ 参事役
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
重永 将志	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

(1) ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案の決定

(2) 意見照会の実施方針・今後の進め方

(3) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日は研究会であるため自治体、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーの皆様が出席対象となっている。出席者の氏名については開催要綱をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。

○また、本日は研究会につき、司会進行は座長の中川様にて進めていただく。(事務局)

○それでは、議事(1)から進める。(構成員)

2. 議事

(1) ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案の決定

○議事(1)で説明する資料は「資料1 ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案の決定」、「資料2-1 標準仕様書 本紙_改定案」、「資料2-2 標準仕様書(別紙2) 機能・帳票要件一覧_改定案」、「資料2-3 標準仕様書(別紙3) 帳票詳細要件_改定案」「資料2-4 標準仕様書(別紙4) 帳票レイアウト_改定案」であり、適宜参照いただきたい。本議事では、ワーキングチーム及びベンダー分科会の討議結果を踏まえた標準仕様書 1.3 版の改定案を最終確認させていただく。(事務局)

○本研究会の位置づけについてご説明する。これまで、改定案の討議を目的としたワーキングチーム及びベンダー分科会を各2回開催させていただいた。本研究会では、これまでの討議内容を踏まえて作成した改定案を確認させていただきたい。(事務局)

○続いて、これまでのワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返りについてご説明する。第一回/第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会においては、正誤表案及び改定案について討議を行った。その結果、改定案 No. 5 及び No. 6 については第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて再討議を行った。第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会においては、第一回目でいただいたご意見を踏まえ更新した正誤表案及び改定案について討議を行った。討議の結果を踏まえ、No. 3 及び No. 4 を正誤表から改定での対応に変更した。討議内容の詳細については次章でご説明する。(事務局)

○続いて、ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案についてご説明する。今年度の改定案は、ワーキングチーム及びベンダー分科会にて討議を行っていないものも含め、全部で12件ある。本研究会では、改定案 No. 9 及び No. 12 を除く改定案について内容の確認を行いたい。(事務局)

○「No. 1 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」は、自治体から住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直してほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。当初、住民記録システムのための連携に限らないことを

表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正し、管理項目や帳票の追加等の対応を講じる場合は新機能開発となるため、令和8年以降に改定の要否も含めた検討を行うこととしていた。しかし、ベンダーの開発としては、住民記録システム以外からの連携は想定されておらず、また、住民記録システム以外から連携をする際は連携要件を定義する必要があることから、当初の改定内容はベンダーへの影響が大きいことがわかった。一方で、自治体からは標準オプション機能としてでも当該機能要件の追加を要望するご意見をいただいた。このような状況を踏まえ、今年度の改定では、住民記録システム以外で支援措置対象者情報を有している場合の連携も可能とする機能を標準オプション機能として追加することとする。また、連携元の登録システム情報等の管理項目の追加、支援措置情報の登録・修正・削除・照会機能も標準オプション機能として追加する。（事務局）

○「No. 2 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」は、自治体から喪失情報に基づいて終了期間を自動的に変更する項目のうち「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については、実装必須機能ではなく標準オプション機能として記載を変更してほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。当初、既存の機能要件から「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」を切り出し、標準オプション機能とする方針で検討を行っていたが、可搬型窓口装置の実装状況等によって自治体の間でも改定方針について意見が割れている。このような状況を踏まえ、今年度の改定では、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については新規機能要件（標準オプション機能）として「免除記録の終了期間の一部自動変更」機能を追加することとする。理由は、免除記録の終了期間の一部自動変更について、ベンダーによって開発状況が異なる一方で、「承認時点の免除期間」が確認できないと業務に支障をきたす自治体も存在するためである。標準オプション機能として新規機能要件を追加したうえで、意見照会を実施し、実装必須機能の必要性を自治体に確認する。その結果を踏まえて最終的に判断することとする。（事務局）

○「No. 3 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加」は、自治体から年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。対応方針について特段ご意見をいただいていたため、当初の対応方針の通り、該当する機能要件に対して「届書種類」を管理項目に追加する方針で対応することとする。（事務局）

○「No. 4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加」は、ベンダーから機能 ID : 0260088 に該当する帳票に対して帳票詳細要件上に、受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。当初、受付番号の出力に関する機能要件の定義を見直す方針で検討を行った。しかし、ベンダー分科会において、対象となる帳票や受付番号の出力箇所を明確に示してほしい等のご意見をいただき調査を実施したが、受付番号を印字する帳票及び対象となる事務が確認できなかったため、印字機能を既存機能要件から削除する方針で対応することとする。ただし、意見照会にて、受付番号を印字する帳票および事務フローが確認できた場合は、再度当該機能の必要性を改めて検討することとする。（事務局）

○「No. 5 国籍取得または離脱の際の帳票 No. 2 の備考記入機能のオプション化」は、ベンダーから、帳票 No. 2 「国民年金被保険者関係届書（報告書）」の実装必須機能「※日本国籍取得に伴う氏名変更の場合、備考欄に「日本国籍取得」と表示する。また、国籍離脱に伴う氏名変更の場合、備考欄に「日本国籍離脱」と表示する。」をオプション化してほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。帳票 No. 2 のシステム印字項目「備考欄」は標準オプション機能であることから要件間で不整合が起きているため、「国籍取得または離脱に伴う氏名変更の際に備考に「日本国籍取得」と表示する」機能は標準オプション機能とする方針で対応することとする。（事務

局)

○「No. 6 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除」は、ベンダーから①検索キー「年金コード」を削除または標準オプション機能としてほしい、②検索キー「旧氏」を標準オプション機能としてほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。対応方針について特段ご意見がなかったため、①、②の管理項目を標準オプション機能とする方針で対応することとする。(事務局)

○「No. 7 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除」は、ベンダーから機能要件中の「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため見直ししてほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。本件についてはワーキングチーム及びベンダー分科会において様々なご意見をいただいております、ベンダーからは、住民記録システムから連携される項目を修正する機能は想定していない旨のご意見をいただいた。自治体からは、住民情報システムから「死亡日不詳」、「カナ未記入」のデータが連携されてくるケースがあり、その際は国民年金システム側でデータを入力し年金機構に報告する必要があるため手入力機能は必要である旨のご意見をいただいた。このような状況を踏まえ、今年度の改定では、「住民情報システムからの連携情報を修正する必要がある際は、手入力を可能とする機能」を標準オプション機能として追加し、意見照会を行うこととする。(事務局)

○「No. 8 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理に関する機能の追加」は、自治体から、複数の免除理由についてそれぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしい旨のご意見をいただいたため検討を行った。本件についてはワーキングチーム及びベンダー分科会において様々なご意見をいただいております、該当日・非該当日の管理方法は自治体間で対応が異なることがわかった。一方で、ベンダーからは、複数の免除理由がある場合でも該当日・非該当日をまとめて管理することを想定しており、当該機能を実装必須機能とする場合は令和7年度末までの対応は困難である旨のご意見をいただいた。このような状況を踏まえ、今年度の改定では、「免除理由ごとの該当日・非該当日の登録・管理」機能を新規機能要件（標準オプション機能）として追加する方針で意見照会を行い、その結果を踏まえ最終的に判断することとする。(事務局)

○「No. 10 横並び調整方針への対応（帳票一覧での適合基準日の明示）」は、デジタル庁が発出した横並び調整方針への対応である。帳票詳細要件の外部帳票一覧に適合基準日を追加することとする。(事務局)

○「No. 11 帳票詳細要件の適正化（国民年金関係報告書）」では、他の帳票と平仄を取るために帳票 No. 10 のシステム印字項目の記載を一部修正している。(事務局)

○「No. 9 年管管発 0814 第2号の仕様書取込について」は、帳票レイアウトの改定であるが、改定の方針は既に決定しているため説明を省かせていただく。(事務局)

○改定案についてご意見があれば伺いたい。(構成員)

○改定案 No. 2 について、機能 ID : 0260124 では申請と届出に基づくもので性質が異なるにも関わらず、終了期間の自動変更機能が一緒に定義されていたため、「免除・納付猶予」、「学生納付特例」を既存の機能要件から分けて新規機能要件として定義した。意見照会で照会する際は、改定後の機能 ID : 0260124 のみを実装する自治体と、新規機能要件も含めて2つの機能要件をどちらも実装する自治体によって意見が分かれること、また、2つの機能要件を実装する自治体は、新規の機能要件について実装必須機能とすることを希望することが想定される。意見照会の際

は、既存の機能要件を2つに分けたことが伝わるようにして照会をすることは可能か。また、新規機能を実装する自治体と、実装行わない自治体で意見が割れた際は、多数決的な判断ではなくあらゆる自治体の業務に対応できるようにしてほしい。(構成員)

○意見照会では、当該機能要件が必要な理由を自治体の皆様にお伺いしたいと考える。標準システム導入後に、問題なく自治体業務を行うことができることが重要であり、標準オプション機能であるために業務に滞りが発生することは望ましくない。意見照会の結果を踏まえ、必要に応じて再度議論させていただきたいため引き続きご協力を承りたい。(オブザーバー)

○意見照会を実施したうえで最終的な判断をしてほしい。(構成員)

○その他ご質問やご意見があれば伺いたい。(構成員)

○特になし。(構成員)

○標準仕様書 1.3 版案は確定とし、提示した改定案で意見照会を実施させていただく。(構成員)

(2) ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案の決定

○2024 年 3 月末に公表された標準仕様書 1.2 版を基に、研究会等において改定に向けた検討を行い、この度、標準仕様書 1.3 版案を策定したことから、全国の市区町村及び事業者よりご意見を募ることとする。(事務局)

○令和 6 年度の改定は移行期限終了である令和 7 年度末までの円滑な移行完了を実現すべく、移行に影響が生じない範囲で誤記や不整合等を修正し、仕様書の精度を向上させるためにお示しした改定案に対して、業務上問題が発生しないか、また、システム構築において妨げになるような変更となっていないか等について、全国の市区町村及び事業者からご意見をいただく。(事務局)

○意見照会の対象は、事務局にて提示した改定案となる。改定案の内容は、標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み、また、令和 7 年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つ、ベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込みである。本研究会資料「資料 2-2 標準仕様書(別紙 2) 機能・帳票要件一覧_改定案」のみが対象である。(事務局)

○意見照会の方法は、昨年度に標準仕様書 1.2 版案に対し意見照会を実施した際と同様の手続きにて実施する。自治体については、事務連絡を发出し、アンケート調査の形式で実施させていただく。ベンダーについては、事務局より各ベンダーに直接連絡させていただく。(事務局)

○続いて、意見照会の項目についてご説明する。意見照会にあたっては、団体・担当情報を記入のうえ該当の回答票にてご意見を記載いただく形式とする。なお、回答負荷に対する考慮の観点から、特に回答を求める箇所を明確化している。「(1) 団体・担当情報」については、回答者の基本情報である 7 項目を回答いただきたい。「(2) 機能・帳票要件」の改定案については、10 項目を回答いただきたい。ただし、いくつかの改定案については、個別の確認事項や前提事項を追加している。(事務局)

○意見照会にていただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、研究会にて討議すべき事項については、第三回研究会に上程する。意見照会でいただいたご意見は「討議事項」、「指摘」「質問」の 3 つに分類し、「討議事項」に分類されたご意見については第三回研究会で討議させていただきたい。議論を踏まえ、最終的な改定案を決定することとする。(事務局)

○意見照会の発出時期は11月中旬、照会期間は約2週間を予定している。第三回研究会は1月の開催を予定しており、1月末までに標準仕様書1.3版を取りまとめる予定である。また、改定案は研究会で決定した段階で、デジタル庁にも共有させていただく。(事務局)

○第三回研究会では、標準仕様書1.3版案に対する意見照会結果を集約し、当該意見を踏まえ取りまとめた標準仕様書1.3版案を最終確認するとともに、令和7年度以降の進め方を議事とする。(事務局)

○スケジュールの中で、必要であれば11月中旬～12月上旬にワーキングチーム及びベンダー分科会を開催すると記載があるが、意見照会の実施後に開催する想定か。(構成員)

○意見照会の結果、必要であればワーキングチーム／ベンダー分科会を開催させていただきたいと考えている。自治体の意見が分かれている改定案もあるため慎重に進めさせていただきたいためである。(オブザーバー)

○デジタル庁に、「横並び調整方針」についてご説明いただきたい。(構成員)

○令和6年度8月に標準仕様書間の統一的な調整方針として「横並び調整方針」の改定を行っており、2つ改定事項があるためご説明する。1点目は、帳票要件の適合基準日についてである。具体的には、帳票要件にも適合基準日の欄を設け、実装必須機能とされている帳票要件について適合基準日を明示すること。また、既存の帳票要件について帳票IDを変更せずに帳票要件の内容を変更する場合には、従前の帳票要件の適合基準日を帳票要件の備考欄等に記載することを追記している。「横並び調整方針」の改定に伴う帳票詳細要件の改定案を確認したところ、標準オプション機能に紐づく帳票についても適合基準日の記載が見受けられたため、確認いただきたい。2点目は、「QRコード」の記載についてである。「QRコード」の記載は「二次元コード」に置き換えていただきたく改定をしている。(オブザーバー)

○また、意見照会を行う改定案について、機能IDを変更しないまま機能要件の内容を修正しているものが見受けられたため、過去に「横並び調整方針」で対応を依頼している事項について改めて確認いただきたい。本件については事務局に別途連絡させていただく。(オブザーバー)

○全体を通してご意見等があればお願いしたい。(構成員)

○特になし。(構成員)

(3) 閉会

○本日の確認事項については、事務局にて整理を行っていただきたい。また、12月以降、意見照会結果を踏まえ、標準仕様書1.3版案の最終確定に向けた手続きを進めることとなるため、構成員の皆様には引き続きご協力をいただくとともに、事務局においても取りまとめをお願いする。その他、更なる標準仕様書の精度向上と来年度に向けた検討事項の整理もかねて、別途、構成員の皆様からのご意見を収集いただき、あわせて、研究会で議論いただきたい。(構成員)

○数点ご案内させていただく。本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続き協力いただきたい。4点目、とりまとめた結果に基づき、国民年金システム標準仕様書改版案を作成し、11月に意見照会を実施する。5点目、第三回研究会は1月に実施予定している。開催日時については、また日程調整を実施するので、ご協力いただきたい。(事務局)

以上